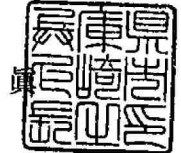


尼都計第432号  
令和5年11月17日

尼崎市都市計画審議会  
会長様

尼崎市 市長  
松本



尼崎市報告第2号  
建築基準法第51条ただし書き許可について(泉興業株式会社の産業廃棄物  
処理施設の変更)

みだしのことについて、次のとおり報告を行います。

以上  
(都市計画課)

## 建築基準法第 51 条ただし書き許可について (泉興業株式会社の産業廃棄物処理施設の変更)

### 1 許可について

建築基準法第 51 条の規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物については、都市計画においてその敷地の位置が決定されているもの又は同条ただし書きの規定により、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ設置できないとされている。

#### ⇒【本市での運用】

民間施設については、施設の公共性や永続担保の観点から、都市計画決定をするのではなく、ただし書きの規定による特定行政庁の許可が適当と考え、対応している。

### 2 事業の概要

- (1) 敷地の位置 尼崎市末広町 1 丁目 3-15、3-16
- (2) 地積 約 3,000 m<sup>2</sup>
- (3) 地域地区 工業専用地域 (容積率 200%、建ぺい率 60%)
- (4) 事業者 泉興業 株式会社 代表取締役 泉原 久人

#### (5) 申請の理由

本施設は、廃プラスチック類等を破碎し適正処理するための産業廃棄物処理施設で、平成 21 年に建築基準法第 51 条ただし書き許可を受け、2 台の破碎機が既に稼働しており、産業廃棄物の処理の他、廃プラスチック類を主原料とした固形燃料である RPF 製造を並行して行っている。

今回の計画は産業廃棄物の処理及び RPF 製造の質的向上に向けて、現在稼働している 2 台の破碎機のうち 1 台を RPF 製造専用とし、もう 1 台を撤去して新たに RPF 原料の前処理及び産業廃棄物の処理のための破碎機を設置するものであり、廃棄物の処理量を増加するものではない。

しかしながら、破碎機を更新することで、廃プラスチック類の破碎施設の処理能力が、当初許可時の 1.5 倍を超え、また、木くず及びがれき類の破碎施設については、処理能力が 100 t/日を超えることから同許可を要するものである。

## (6) 許可対象施設

	産業廃棄物の種類	H21 許可時の 処理能力	更新後の 処理能力	許可が必要となる 規制値 (※)
破 碎 施 設	1 廃プラスチック類	77.00 t/日 (許可要)	187.55 t/日 (許可要)	当初許可時の 1.5 倍超 (当初許可時につい ては 6 t 超/日)
	2 木くず	83.10 t/日 (許可不要)	266.98 t/日 (許可要)	100 t 超/日
	3 がれき類	4.60 t/日 (許可不要)	490.32 t/日 (許可要)	100 t 超/日

※建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 による

平成 21 年の許可時点では、廃プラスチック類については、処理能力が 6 t /日を超えていたため許可を要したが、木くず及びがれき類については、処理能力が 100 t /日以下であったため、許可の対象となっていない。

## 3 敷地の位置の妥当性

### (1) 土地利用と立地

本計画敷地は、臨海地域の工業専用地域内に位置し、周辺は産業廃棄物処理施設や、製造工場、物流施設等の事業所の立地が多く、住宅はない。

### (2) 周辺環境への影響

本計画に起因する周辺環境への影響については、付近の交差点での交通量調査及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査を令和 5 年 7 月に行っており、影響は小さいと報告されている。

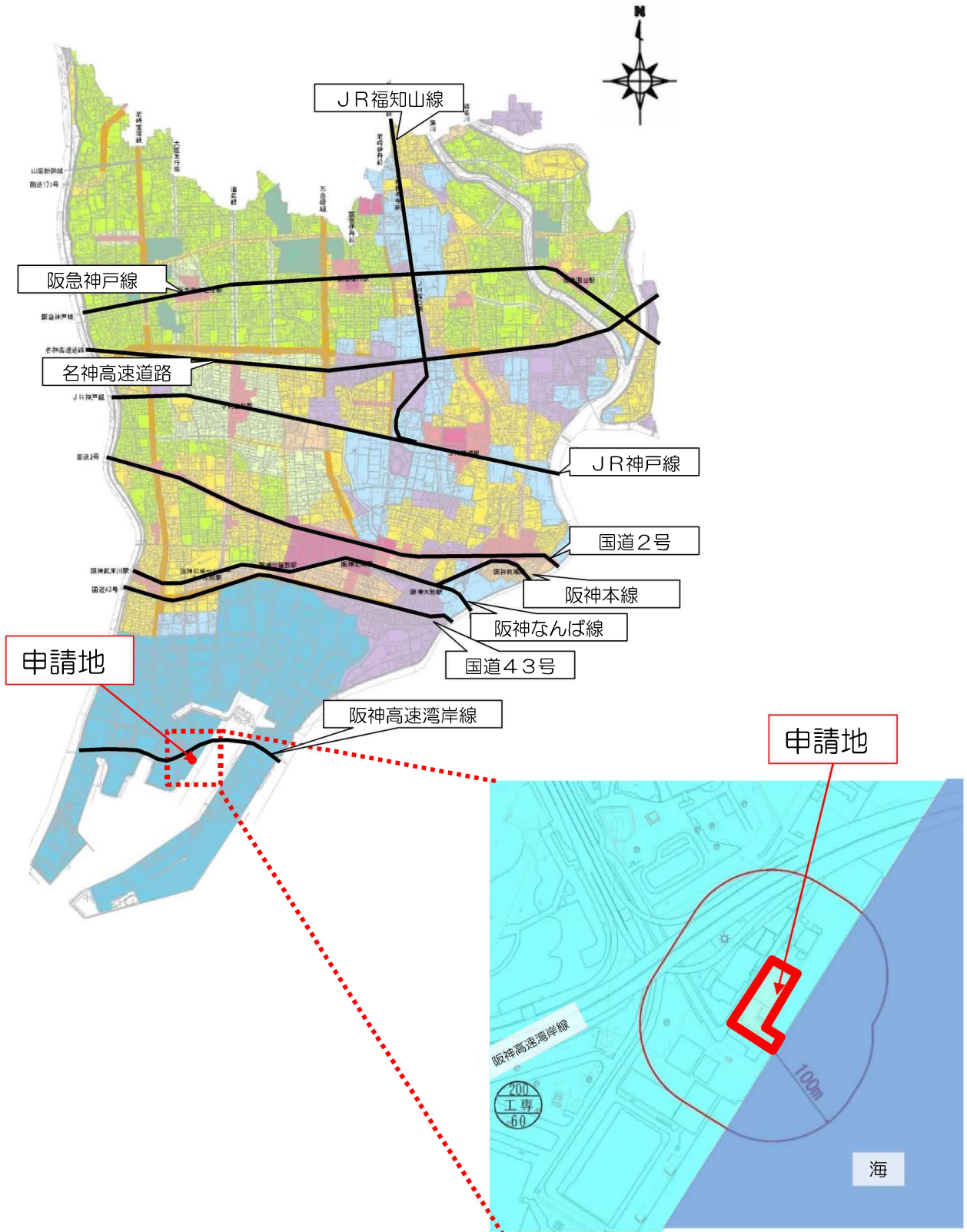
以上のことから、本計画敷地の位置については、工業専用地域に位置していることと、周囲の土地利用及び周辺への影響を鑑みて都市計画上支障がないと考える。

## 4 今後の予定

令和 5 年 11 月 29 日 (水) 兵庫県都市計画審議会  
令和 6 年 6 月頃 破砕機の更新

以 上

# 位置図（都市計画図）



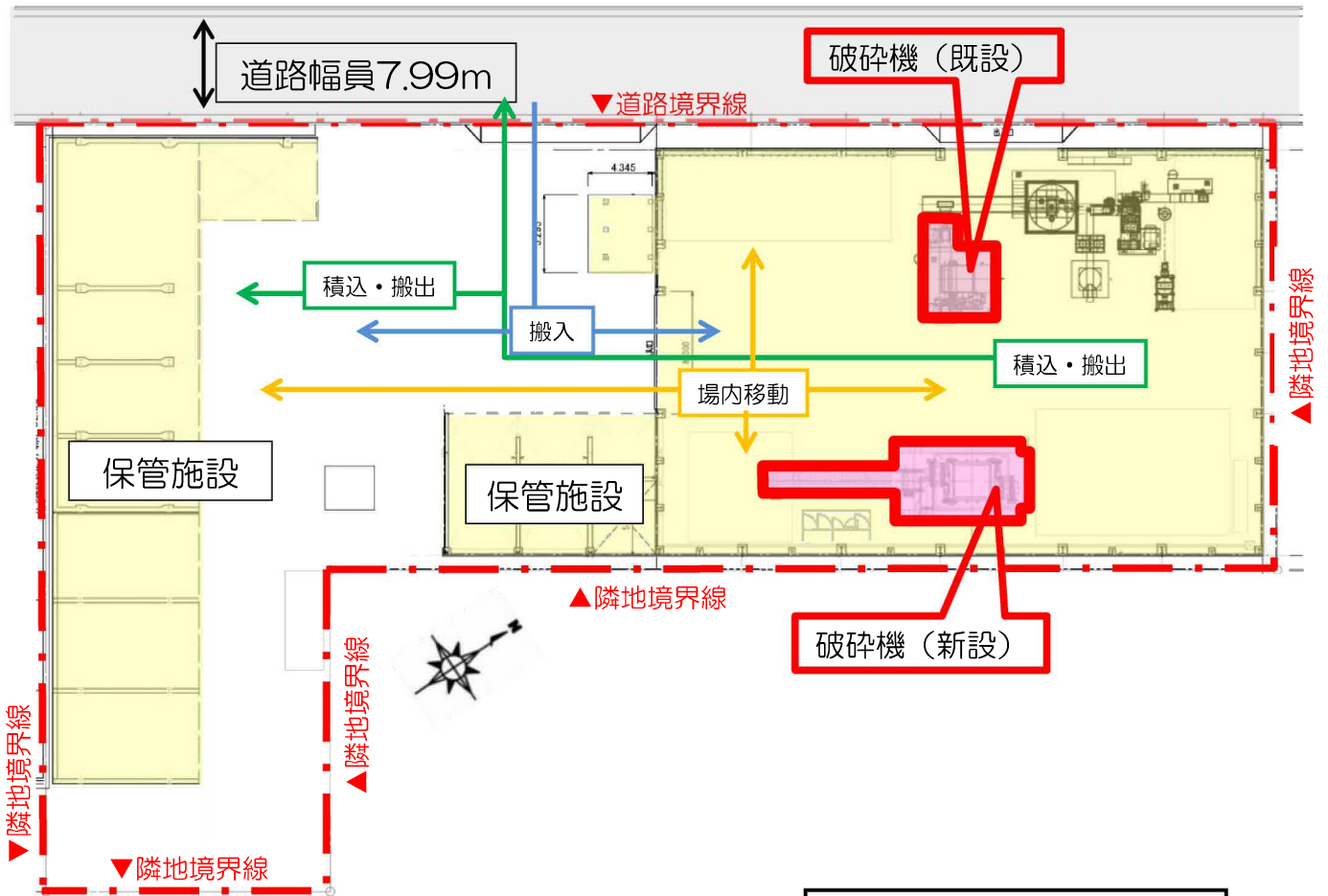
# 周辺航空写真






出典：国土交通省 国土地理院

申請地

# 配置図

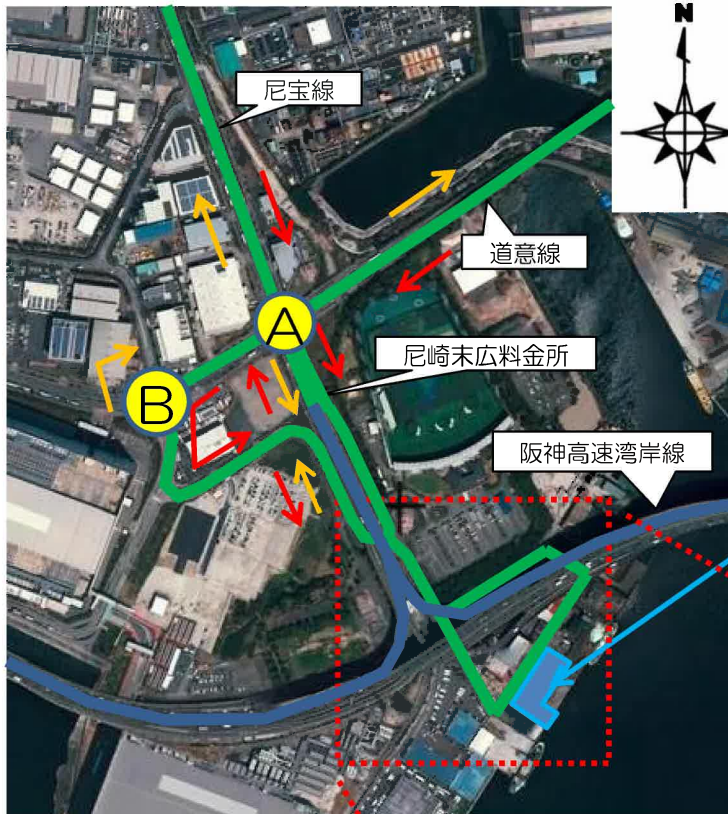


## 凡例

-  : 敷地境界線
-  : 建築物
-  : 破碎施設



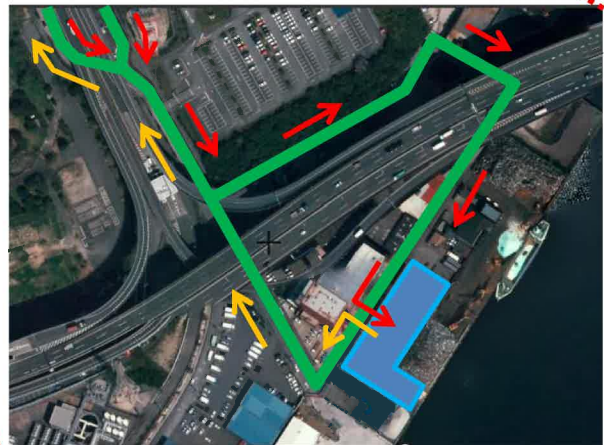
# 搬入出経路図



申請地

## 凡例

- : 搬入出経路 (高速道路)
- : 搬入出経路 (一般道)
- : 搬入      → : 搬出
- : 調査地点



## ○将来交通量について

本計画により廃棄物の処理能力は増大するが、処理物及び処理後の破砕物の保管スペース、作業スペースに限りがあるため、廃棄物取扱量は変わらず、廃棄物運搬車両の搬入出台数に変更はない。

# 交通量調査

## 交通量率

調査地点	全体交通量	本件施設による交通量	交通量率
A	23,307台	110台	0.5%
B	13,364台	110台	0.9%

## 交差点需要率

対象の交差点が1時間に通せる最大交通量を1とした時の、交差点に流れ込む交通量の割合  
0.9未満であれば円滑に走行できるとされる

調査地点	交差点需要率
A	0.593
B	0.405

## 混雑度

一つの車線を通過できる自動車の最大数に対する、各車線の交通量の割合  
1.25未満であれば慢性的な混雑となる可能性は非常に小さいとされる

調査地点	混雑度		
A	北	北行	0.3170
		南行	0.5186
	南	北行	0.5562
		南行	0.7967
	東	東行	0.2451
		西行	0.2806
	西	東行	0.4144
		西行	0.4654
B	北	北行	0.9389
		南行	0.3759
	南	北行	1.0967
		南行	0.8798
	東	東行	0.4144
		西行	0.4654
	西	東行	0.2575
		西行	0.2688

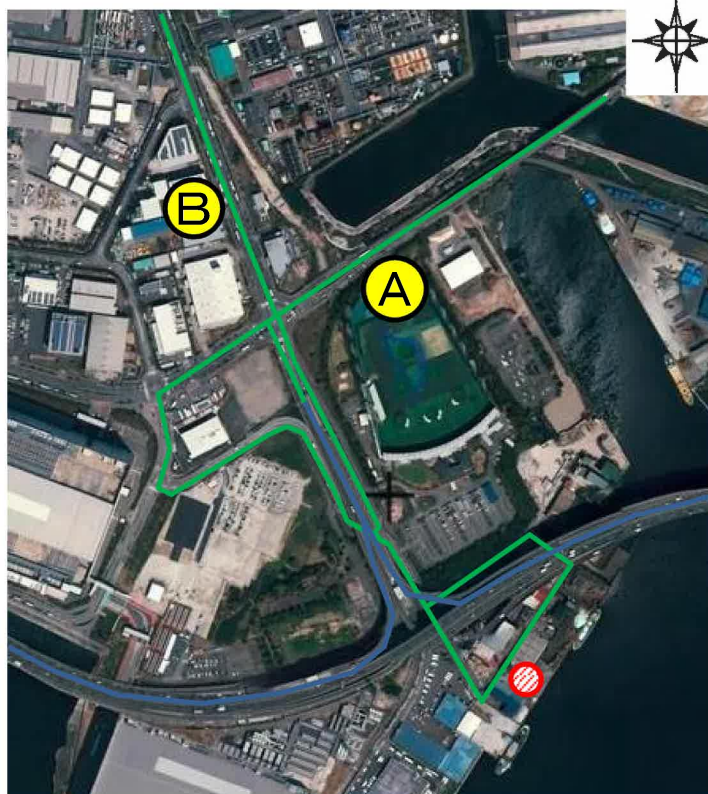


# 生活環境影響調査

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく)

車両走行による影響（大気質、騒音、振動）

項目	地点		予測値	基準値	判定
大気質 (二酸化窒素)	A		0.030ppm	0.04～ 0.06ppmの ゾーン内又は それ以下	○
	B		0.030ppm		
大気質 (浮遊粒子状物質)	A		0.032mg/m <sup>3</sup>	0.1mg/m <sup>3</sup> 以下	○
	B		0.032mg/m <sup>3</sup>		
騒音	A	昼間	64dB	65dB以下	○
		夜間	60dB	60dB以下	
	B	昼間	67dB	70dB以下	
		夜間	63dB	65dB以下	
振動	A	昼間	33dB	70dB以下	○
		夜間	28dB	65dB以下	
	B	昼間	35dB	70dB以下	
		夜間	32dB	65dB以下	



※騒音・振動については環境基本法、振動規制法に定められた基準の対象区域外であるが、工業地域と同等の基準値を用いて評価。

いずれも基準値を下回る

## 凡例

- : 搬入出経路（高速道路）
- : 搬入出経路（一般道）
- ⊘ : 申請地 ● : 調査地点

# 生活環境影響調査

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく)

## 施設稼働による影響（大気質）

調査項目	予測値	基準値	評価
大気質（粉塵）	0.13mg/m <sup>3</sup>	1.5mg/m <sup>3</sup>	○

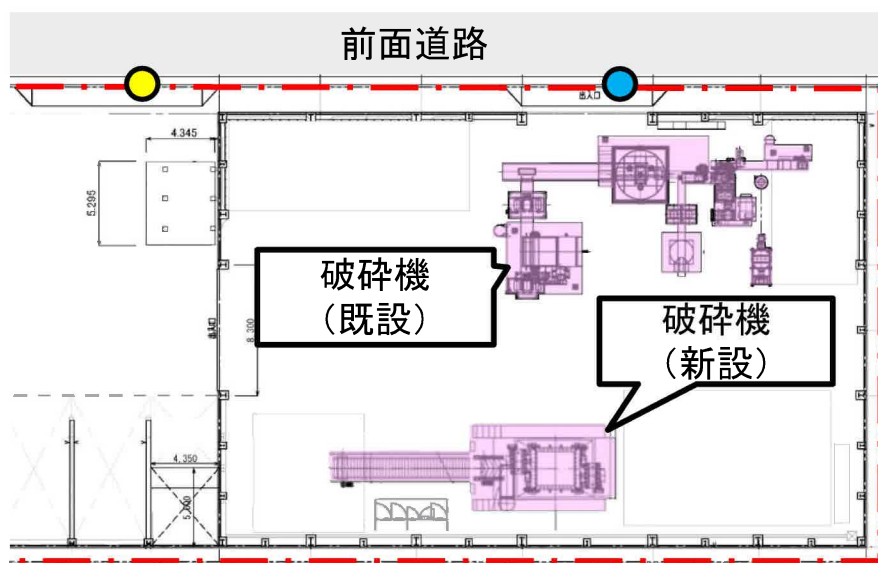
※飛散防止対策として、破碎機は建屋内に設置し、破碎機の後端に噴霧器をとりつける。

## 施設稼働による影響（騒音・振動）

調査項目	時間帯	予測値	基準値	評価
騒音	昼間	65.3dB	70dB	○
	夕	58.4dB	70dB	
	夜間	56.0dB	60dB	
	朝	59.2dB	70dB	
振動	昼間	47.9dB	70dB	○
	夜間	41.3dB	65dB	

※申請地は騒音規制法、振動規制法に定められた規制基準の指定区域外であるが、騒音規制法に基づく第4種区域、振動規制法に基づく第2種区域の基準値（工業地域の基準値）を用いて評価。

いずれも基準値を下回る



### 凡例

- · - : 敷地境界線
- : 測定点  
(大気質)
- : 測定点  
(騒音・振動)

## 法令抜粋

### 建築基準法第51条（抜粋）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

### 建築基準法施行令第130条の2の3（抜粋）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更

1日当たりの処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

チ 廃プラスチック類の破碎施設 6トン

又 廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる廃棄物（※木くず）又はがれき類の破碎施設 100トン

六 法第51条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第3号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

※本条文は許可が不要な規模を示している。